

# 令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 伊予市

令和8年6月12日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	97.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	98.3%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9%
31～35年	92.5%
26～30年	93.1%
21～25年	92.1%
16～20年	102.8%
11～15年	70.9%
6～10年	85.1%
1～5年	83.4%

## 【説明欄】

### 全職員に係る情報についての分析結果

【任期の定めのない常勤職員】上位の役職に占める女性職員の割合が低いほか、育児休業の女性職員（11人）に一部給与が支払われているため、女性平均給与額を引き下げていることが主な原因。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女別人数について、女性職員が多い（男47人、女89人）。当該職員は年度途中の異動も多く、結果、男女別の年間給与額に差異を生じさせているため、全職員数で割合を算出した場合に女性平均給与額を引き下げていることが主な原因

なお、日額・時間額で支払われている職員は、週労働時間数が職員毎に異なり、これを加えて算出すると男女間の給与差が正しく把握できないため除外している。

### 役職段階別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析結果

【本庁部局長・次長相当職の差の理由】女性職員が0人のため、0%。

### 勤続年数別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析結果

【36年以上の差の理由】男性に医療職給料表(一)の適用者がおり、男性平均給与額を押し上げていること、男性は課長職以上、女性は課長補佐職が占めていること、その他住居手当、扶養手当等の職員の家庭状況によって支給している手当の違いが主な原因

【16～35年の差の理由】勤続年数の区分ごとの役職構成の人数に差があることが主な原因（上位の役職ほど給与が高い傾向）

例1：（勤続年数21～25年）女性の役職は17人中行政職(二)（1人）・主査（1人）・係長（15人）で占めていることに対し、男性の役職では23人中主査（1人）・係長（11人）・課長補佐（1人）・課長（1人）で占めていることが主な原因

例2：（勤続年数16～20年）女性の役職は7人中主査（5人）・係長（2人）で占めていることに対し、男性の役職では11人中主事（1人）・主査（8人）・係長（2人）で占めていることが主な原因

【11～15年の差の理由】育休により年間途中に無給期間のある女性が6人いることが主な原因

【6～10年の差の理由】育休により年間途中に無給期間のある女性が4人いることが主な原因

【1～5年の差の理由】育休により年間途中に無給期間のある女性が1人いること、指導主事・指導主幹が2名（男性職員）いることが主な原因（指導主事・指導主幹を除外した場合の男女の給与の差異89.7%）

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.0%

## 【説明欄】

令和8年4月1日時点の課長職以上の職員

### Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	14.3%
本庁課長相当職	21.7%
本庁課長補佐相当職	33.3%
本庁係長相当職	59.8%

#### 【説明欄】

令和8年4月1日時点の係長相当職以上の職員

### Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

#### 1. 男女別の育児休業取得率

##### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	100.0%

##### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	0%

#### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	50.0%	0%	0%	0%
1月超3月以下	50.0%	0%	0%	0%
3月超6月以下	0%	0%	0%	0%
6月超9月以下	0%	0%	0%	0%
9月超12月以下	0%	60.0%	0%	0%
12月超24月以下	0%	20.0%	0%	0%
24月超	0%	20.0%	—	—

#### 【説明欄】

--

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.9時間/月
内部部局等以外	2.5時間/月

### 【説明欄】

内部部局等（本庁）149人 12,420時間/年

内部部局等以外（本庁以外、出先機関）84人 2,531時間/年